

## 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言への対応について

1月7日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことに鑑み、当社における発令対象地域での取り組み状況をお知らせいたします。

### 1. 業務の継続

緊急事態宣言の対象となる地域においては、重要業務に絞った形で業務の継続を実施します。業務の重要性やその業務の完了期限等を考慮し、必要最小限の出勤人数に抑えるなどして業務を継続します。

重要業務を行う際には、担当者をグループ分けして交代で勤務させるなどして、万一感染が判明した際にも、担当者全員が濃厚接触者となつて業務が滞ることのないよう注意いたします。

### 2. テレワークの励行

重要業務を行うための出勤者以外の者についてはテレワークまたは自宅待機とし、不要不急の外出を控え、万一の場合に備えます。

### 3. 連絡システム

従業員に対する連絡には日常のBCP訓練で実施している緊急システムを活用することとし、万全を期すこととします。

### 4. 感染予防策

感染防止のためには、個人での感染予防対策の実施が重要です。緊急事態宣言の発令前より徹底している事項も含め、全従業員において以下を実施します。

- ・毎朝夕の検温の実施
- ・面談時のマスクの着用、面談時間の短縮化
- ・家族以外との飲酒を伴う会食や、各種イベントへの参加不可
- ・時差出勤の活用
- ・出張は原則不可
- ・多人数での会議の原則禁止
- ・テレビ会議システムの活用
- ・自身の周りで感染者等が確認された場合の対応と報告

お客さま、取引先、関係者のみなさまにはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、最善の努力を尽くして事業を継続いたします。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。